

将来を担う

子どもたちのために

(仮称) 吉見町立学校統合再編計画 (案)
説明会資料

令和4年10月
吉見町教育委員会

これまでの経緯①

～吉見町立学校あり方研究協議会（令和元年7月設置）～

年 月	事 柄	主な内容
R1.7	第1回 吉見町立学校あり方研究協議会	(1) 会議録の記録方法及びその他会議に関することについて (2) 吉見町立学校あり方研究協議会について (3) 吉見町立小中学校の状況について (4) 学校規模・学級編制について (5) 研究協議会の進め方と今後のスケジュール（案）について
R1.11	第2回 吉見町立学校あり方研究協議会	(1) 前回会議録の承認 (2) 町立小中学校の現状と課題について (3) 他市町村の事例について
R2.1	第3回 吉見町立学校あり方研究協議会 （学校視察）	1 西小学校 2 東第二小学校
R2.2	第4回 吉見町立学校あり方研究協議会	(1) 前回会議録の承認 (2) 学校見学について (3) アンケート調査について
R2.8	第5回 吉見町立学校あり方研究協議会	(1) 前回会議録の承認 (2) 保護者アンケート調査について
R2.11	第6回 吉見町立学校あり方研究協議会	(1) 前回会議録の承認 (2) 「吉見町立学校あり方研究協議会 調査研究報告書」について (3) 先進地視察について
R3.3	第7回 吉見町立学校あり方研究協議会	(1) 前回会議録の承認 (2) 「吉見町立学校あり方研究協議会 調査研究報告書（案）」について

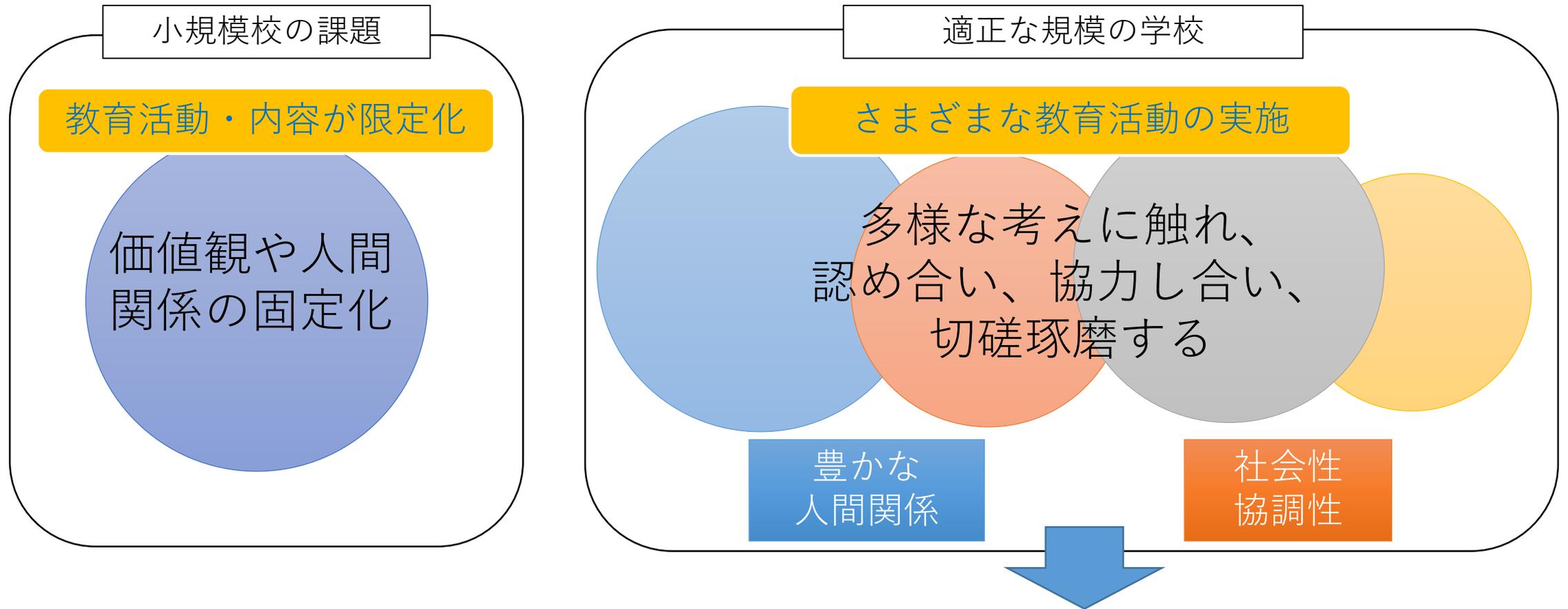
これまでの経緯②

～吉見町立学校適正規模等検討委員会（令和3年7月設置）～

年月	事柄	主な内容
R3.7	第1回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・ 委嘱状の交付・ 委員長・副委員長の選出・ 諮問書の提出・ 審議
R3.8	第2回 検討委員会 (先進地視察)	<ul style="list-style-type: none">・ 検討委員会委員による先進地視察・ 視察先：滑川町立月の輪小学校（滑川町）・ 審議
R3.9	第3回 検討委員会 (町立小学校視察)	<ul style="list-style-type: none">・ 検討委員会委員による町立小学校視察・ 視察先：東第一小学校・東第二小学校・ 審議
R3.10	第4回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・ 小中学校教職員アンケート結果報告（調査実施時期：令和3年8月）・ 審議 学校の適正規模・適正配置の検討について（2班に分かれ意見交換）
R3.11	第5回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・ 審議 学校の適正規模・適正配置の検討について（2班に分かれ意見交換）
R3.12	第6回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・ 審議 学校の適正規模・適正配置の検討について
R4.1	第7回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・ 審議 学校の適正規模・適正配置等の答申（案）について
R4.2	第8回 検討委員会	

「吉見町立学校の適正規模及び適正配置等について（答申）」の概要

吉見町の将来を担う子どもたちにより良い教育環境や学習環境を提供するためには・・・



吉見町の未来の子どもたちのために適正規模の学校が必要

答申 1

- 小学校数
小学校 6 校を 1 校に統合再編する

答申 2

- 配置場所
新設小学校は、吉見中学校との位置関係を考慮しながら、町中央部とする

答申 3

- 統合再編の時期
現在、全ての小学校が小規模校または過小規模校であり、将来的にも児童数が減少傾向にあるため、新設小学校については、できるだけ早期の開校を目標とする

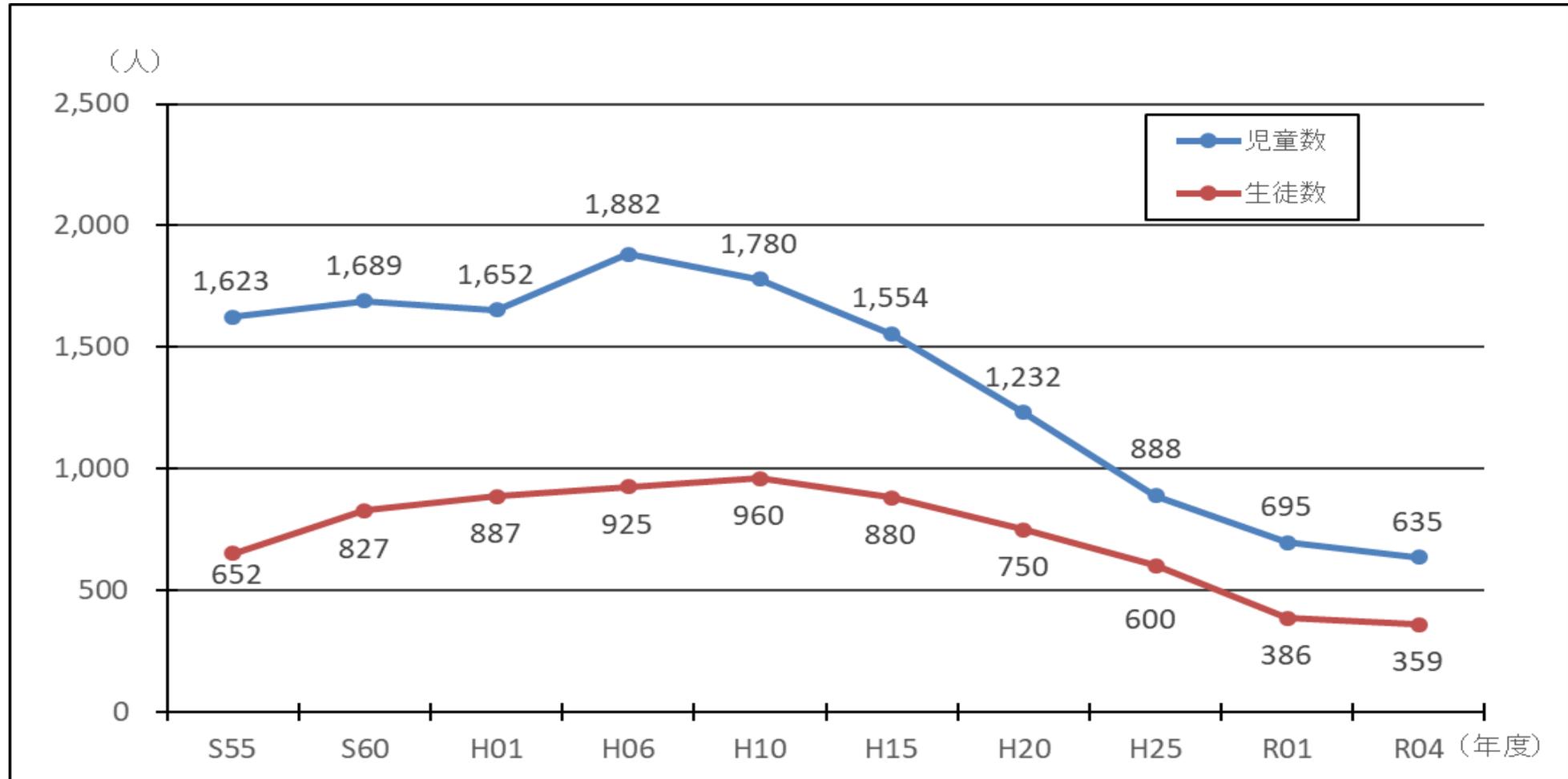
(仮称)

吉見町立学校統合再編計画 (案) の

概要について

1 学校規模等の現状

(1) 学校の現状



資料：学校基本調査（各年度5月1日基準）

(2) 規模別学級数

学校規模 (国基準)	過小規模	小規模	適正規模	大規模		過大規模
				統合の場合 の適正規模		
学級数	1~5	6~11	12~18	19~24	25~30	31以上
小学校	東第二小	東第一小 南小 西小 北小 西が丘小				
中学校		吉見中				

資料：文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料（昭和59年）

2 児童数の将来予測

(1) 小学校別児童数

学校名	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
東第一小	170	154	157	146	136	132	129
東第二小	36	36	34	30	32	28	26
南 小	137	141	131	127	123	116	102
西 小	127	127	113	111	117	112	104
北 小	97	87	84	74	68	55	59
西が丘小	68	75	70	68	70	67	66
計	635	620	589	556	546	510	486

※推計の方法

児童の将来推計については、令和5年度以降の就学見込みを、調査基準日（令和4年5月1日）に住居登録のある0歳から5歳までの人口を行政区ごとに算出し、それを基に集計しています。

なお、児童数の推移については、令和4年度の人数がそのまま進級することを前提としています。

(2) 学年別児童数

学年	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
1年	98	96	87	75	86	68	74
2年	104	98	96	87	75	86	68
3年	96	104	98	96	87	75	86
4年	108	96	104	98	96	87	75
5年	118	108	96	104	98	96	87
6年	111	118	108	96	104	98	96
計	635	620	589	556	546	510	486

※推計の方法

児童の将来推計については、令和5年度以降の就学見込みを、調査基準日（令和4年5月1日）に住民登録のある0歳から5歳までの人口を行政区ごとに算出し、それを基に集計しています。

なお、児童数の推移については、令和4年度の人数がそのまま進級することを前提としています。

3 小規模校のメリット・デメリット

(1) 小規模校のメリット

学習面	生活面	その他
<ul style="list-style-type: none">一人ひとりに目が届きやすい個別の活動機会を設定しやすい	<ul style="list-style-type: none">子ども相互の人間関係が深まりやすい異学年間の学習活動が組みやすいため交流が生まれやすい	<ul style="list-style-type: none">教職員間の意思疎通が図りやすい施設、設備の利用調整が行いやすい

(2) 小規模校のデメリット

児童数・学級数が少ない課題

- 1 クラス替えができない
- 2 切磋琢磨する教育活動ができにくい
- 3 クラブ活動の種類が限定
- 4 運動会・校外学習等の集団活動・行事の教育効果が限定される
- 5 体育・音楽等の集団学習の実施に制約が生じる
- 6 多様な発言が引き出しにくい
- 7 協同的な学習を進めにくい

職員数が少ない課題

- 1 専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置が困難となる
- 2 習熟度別指導、TT指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- 3 教職員一人あたりの負担が重い
- 4 教員同士が切磋琢磨する環境が作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい
- 5 教科部会や学年部会が成立しにくい
- 6 課題に組織的に対応することが困難な場合がある

4 学校規模配置適正化の基本的な考え方

(望ましい学校規模)

- 1 小学校においては、クラス替えが可能な各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。(複式学級の解消を図る)
- 2 中学校においては、クラス替えが可能で、すべての教科の教員が配置できる9学級以上が望ましい。

(望ましい学級規模)

- 1 1学級の人数は、町の実態を考慮し、より良い教育環境を構築する視点から、国の基準に照らし合わせ編制することが望ましい。
ただし、小学校で1学級の児童数が30人を超える場合については、少人数学級のメリットを活かした学校運営に配慮することが望ましい。

5 小学校統合再編



効果

統
合
小
学
校

東第一小
東第二小
南小
西小
北小
西が丘小

- ① クラス替え可能・複式学級の解消
- ② 社会性・協調性等の向上
- ③ 教職員組織の強化
- ④ 地域との連携強化（コミュニティ・スクール）

6 適正配置の具体的方針

適正配置の
方法

- ・ 小学校6校を1校に統合する

学校の
位置

- ・ 統合小学校の位置については、吉見中学校敷地内とする

学校施設

- ・ 校舎、体育館等の学校施設を新たに建設する

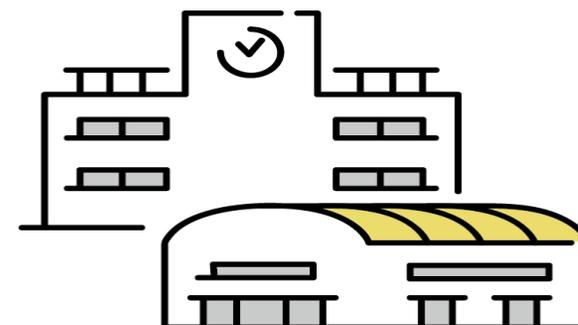
7 適正配置全体計画

■整備計画

	学校名	整備予定年度	整備予定地	児童数 (推計)	学級数 (見込)
1	(仮称) 東第一小・ 東第二小・南小・西小・ 北小・西が丘小 統合小学校	令和5年度～ 令和9年度	吉見中学校 敷地内	486人	17学級 + 特別支援 学級

※児童数については、開校予定年度の推計人数

※学級の人数は、1クラス35人とする



■年次スケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
統合小学校 (6校から 1校へ)	●—————→					開 校 予 定
基本構想 基本計画	●-----→					
基本設計		●-----→				
実施設計			●-----→			
施設整備				●-----→		
その他	●-----→ (仮称) 小学校統合準備委員会、専門部会による検討					

— 各年度の取組み —

令和5年度（前期）

基本構想・・・施設規模や概略の面積など新設小学校の骨格となるものを策定します。

令和5年度（後期）

基本計画・・・基本構想でまとめた骨格に肉付けをしていきます。新設校舎の配置や必要教室の整理、大きさ等要望をまとめ、概算工事費等を示します。

令和6年度（1年間）

基本設計・・・具体的な面積など設計図の基本となるものを策定していきます。ここで具体的な形や外観など決定していきます。

令和7年度（1年間）

実施設計・・・詳細な部分まで設計図を作成し、工事に必要な費用を算出していきます。

令和8～9年度（2年間）

校舎等建設

■学校統合再編組織図（案）

総合教育会議

教育委員会

（仮称）小学校統合準備委員会
学校建設・学校運営に関すること

総務部会

- 学校名称、校歌、校章に関すること。
- 制服の有無、体操服の選定に関すること。
- 歴史、伝統の保存に関すること。
- 通学体制に関すること。
- 通学路に関すること。
- スクールバスの基準に関すること。等

学校運営部会

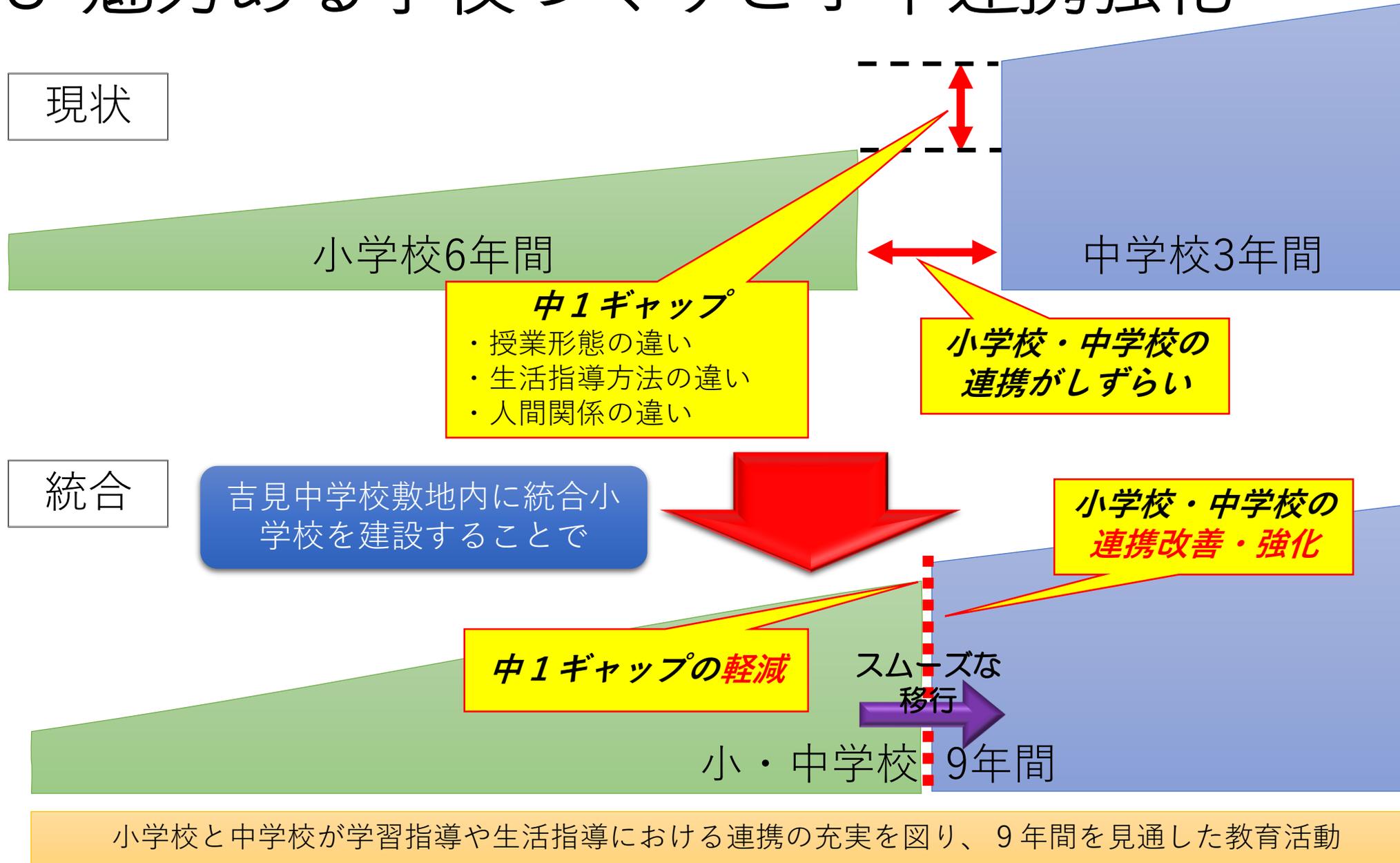
- 教育課程等教育内容に関すること。
- 学校行事に関すること。
- 委員会、クラブ活動等に関すること。等

保護者部会

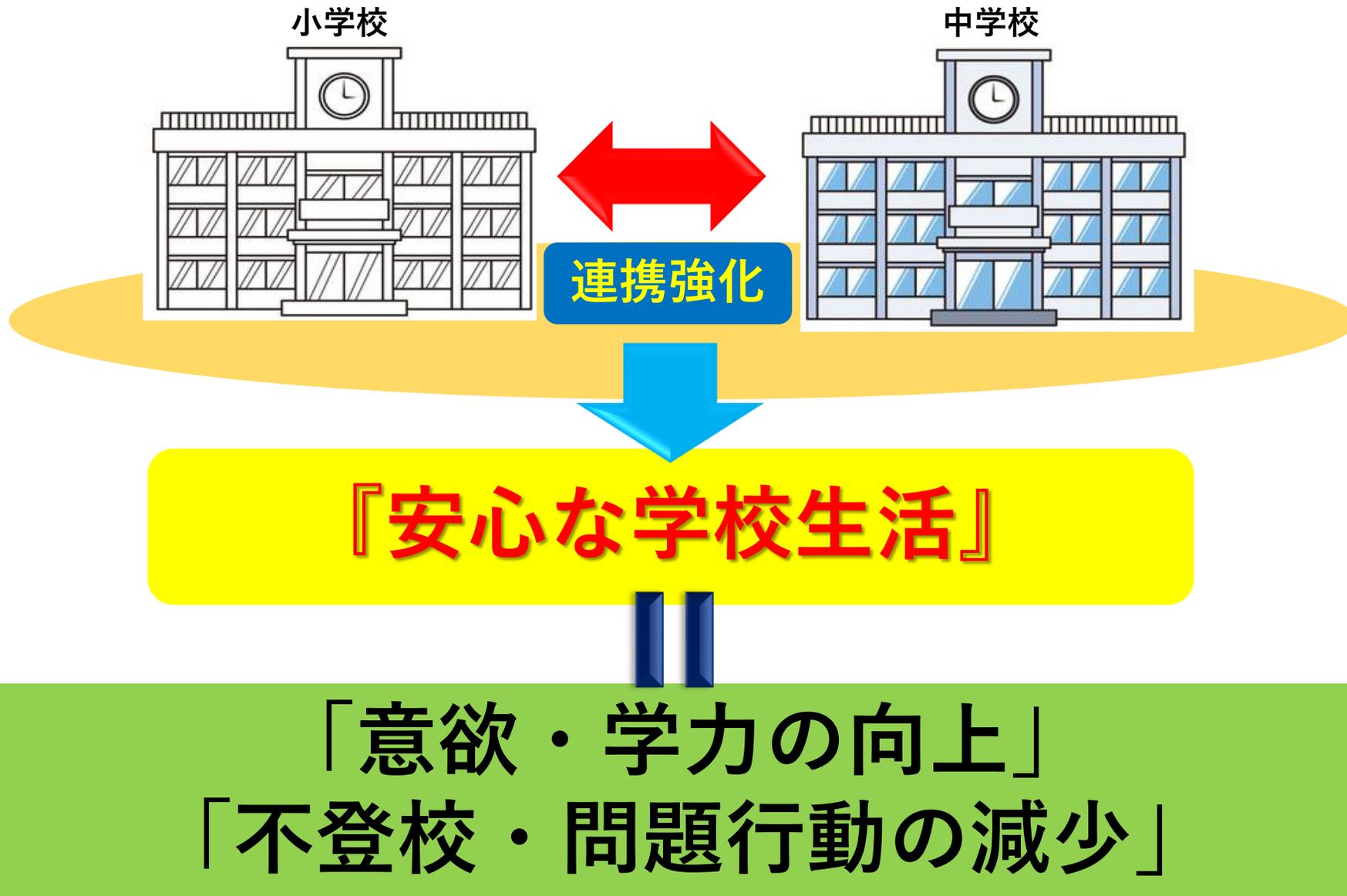
- PTAの組織運営に関すること。
- PTA規約に関すること。等

事務局

8 魅力ある学校づくりと小中連携強化



吉見中学校敷地内に統合小学校を建設することで・・・



安心な学校生活（児童・生徒・教職員・保護者・地域）

1 児童

- (1) 中学生の生活の様子がわかる
（生活のルール、制服、部活動、自転車通学等）
- (2) 日常の交流ができる（中学生の優しさ）
- (3) 行事等を通しての交流ができる（中学生へのあこがれ）
- (4) 中学校の教員による授業の実施（中学校生活への不安解消）
- (5) 中学校教員と事前に交流が図れる

2 生徒

- (1) 日常の交流ができる（小学生への優しさ、小学生の元気）
- (2) 行事を通しての交流ができる（がんばる姿）
- (3) 小学校時代お世話になった先生方との交流（励まし、安心感）

3 教職員

- (1) 互いの学校の教育活動を理解することで、教職員同士の交流が深まる
- (2) 合同研修会の充実
 - ・確かな情報共有（生活面・学習面）
 - ・授業力の向上（互いの学校の授業からの刺激・創意工夫・共同作業）
- (3) 児童生徒の様子を知ることができる
- (4) それぞれ学校の指導の様子を知ることができる（言葉がけ、指導内容等）

4 保護者

- (1) 9年間の教育活動の様子がわかりやすい
- (2) 互いの学校の様子がわかる

5 地域

- (1) 地域の様々な力を集中して注ぎ込める（見守り活動・読み聞かせ等）

小中一貫教育の段階的な取組

R5年度からR9年度

R10年度（開校）から

- 小小連携の検討・取組み
- ・ 学校間の交流
 - ・ 合同行事
 - ・ 合同授業

各小学校の特徴や歴史を守り統合小学校の開校・円滑な運営を目指す

最優先に取り組む

小・中学校がそれぞれ情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育

課題整理検討期間

小中連携強化期間

小中一貫教育の研究

- ・ 教員の顔合わせ
- ・ 小・中の文化の違いの理解
- ・ 一貫教育についての理解

学ぶ

- ・ 課題の共有化
- ・ 教員の相互交流
- ・ 連携の日常化

試す

- ・ 目指す児童生徒像の具現化
- ・ 重点目標の実現

検討

小中一貫教育制度について

小中連携教育

小・中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が、目指す子ども像を共有するとともに、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

義務教育学校

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校

小中一貫型小学校・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態で、それぞれに校長、教職員組織を有する学校

併設型小学校・中学校

同一の設置者によるもの

- ※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
(例)
- ・統合調整を担う校長を定める
 - ・学校運営協議会の合同設置
 - ・校長等を併任

連携型小学校・中学校

異なる設置者（県立学校とし町立学校等）によるもの

※運営体制の整備は、併設型小学校・中学校を参考にすること

いずれの学校も施設の形態（一体型、隣接型、分離型）は問わない。

小中一貫教育の施設による類型

「施設分離型」

小・中学校の施設等が独立しながらも、教職員と地域の密接な連携により、小中一貫教育を実施

例)

小学校



中学校



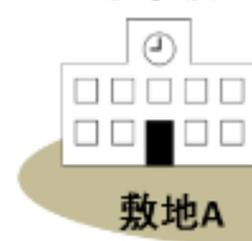
敷地

「施設隣接型」

小・中学校は独立しながらも、同一敷地又は隣接する敷地に設置され、小中一貫教育を実施

例)

小学校



敷地A

中学校



敷地B

※敷地Aと敷地Bは隣接している

「施設一体型」

小・中学校の校舎等が、同一施設、同一敷地内にあることを活用して、小中一貫教育を実施

例)

小学校・中学校



敷地

9 小学校統合再編において児童・保護者・教職員に関する配慮事項

新しい学校生活に対する不安への対応

- ・ 小学校統合再編前に、学校間による交流会、合同行事、合同授業等を計画的に実施
- ・ 教育相談体制を充実し、統合前後の児童の不安を和らげる
- ・ 保護者対象の相談体制の充実を図る

新たな通学路の安全確保・遠距離通学児童へのスクールバスの運行

- ・ 多くの意見を聴き、新たな通学路、スクールバスの運行方法について検討
- ・ 新たな通学路が決定次第、危険箇所の点検及び整備

開校準備に係る教職員の負担

- ・ 教育課程・学校組織の編成、備品類の整理・移動等に関して計画的に進める

学童保育所の整備・運営

- ・ 学童保育所の適切な整備・運営について検討

10 その他

東第一小学校



東第二小学校



南小学校



西小学校



北小学校



西が丘小学校



教育施設だけではなく、地域の防災施設・コミュニティの場

跡地利用については町全体の課題として検討